

第5章 整備の基本方針・整備項目

重点整備地区の移動円滑化を図るための鉄道駅、車両、駅前広場、道路、信号交差点、バス停等についての基本方針及び整備項目を以下に示します。

なお、本章で示す整備の基本方針、整備項目及び整備時期は、第4章で設定した重点整備地区(5駅3地区)に関する内容で、次の考え方によります。

<本章の記述の考え方>

整備の基本方針

交通バリアフリー法及びこれに基づく移動円滑化基準、ガイドライン等に沿って施設の改良・整備の基本的な方針を施設ごとに示しています。

基本方針の策定にあたっては、重点整備地区で実施した点検調査、調査票の配布やホームページ等によるアンケート調査、また、基本構想策定委員会・交通バリアフリー検討部会での意見や関係事業者との協議結果を踏まえたものとしています。

整備項目

重点整備地区の施設ごと(鉄道駅、駅前広場、道路など)に整備の基本方針に基づき、今後、改良・整備が想定される項目を示しています。

整備時期

整備項目で示した事項の目標年次は交通バリアフリー法の整備目標年次である2010年(平成22年)とします。

ただし、準特定経路の整備項目など、長期的な対応が必要な項目や、人による対応等のソフト的な取り組みが必要な項目など、次の4区分に分けて整備時期を示しています。

整備時期区分 : ~2007年度末までを整備目標年次とする整備項目
(早期の整備が可能なもの)

整備時期区分 : ~2010年度末までを整備目標年次とする整備項目

整備時期区分 : 2011年度以降にかけて長期的な対応が必要な整備項目

整備時期区分 : 人による対応等ソフト的な取り組みを継続的に実施する整備項目

移動円滑化基準・ガイドラインとの対応

整備の基本方針、整備項目の記述は、交通バリアフリー法及びこれに基づく移動円滑化基準、ガイドライン等との対応が分かるよう、下記のように表示しています。

移動円滑化基準に対応した項目

ガイドラインの標準に対応した項目

ガイドラインの望ましい基準に対応した項目

ガイドラインには記述されていないが取り組みが望まれる整備項目

ハード整備と合わせて取り組みが望まれるソフト的な項目

1. 整備の基本方針

(1) 鉄道駅

移動施設（エレベーター、エスカレーター、階段、スロープ、通路等）

ア. 移動円滑化された経路の確保

誰もが容易かつ安全に移動できることを基本とし、「移動円滑化された経路」を1以上整備することを基本とする

利用者の利便性、駅の立地特性から見て整備が必要と考えられる駅については、旅客の移動が最も一般的な経路(主動線)以外の他の経路(副動線)についても移動円滑化する

早期に移動円滑化された経路が確保できない場合は、代替措置について検討を行う

イ. 移動施設の整備・改善

移動円滑化された経路を確保するため、以下に示す施設の新設・改善を行う

【エレベーター、エスカレーターの設置・改善】

駅の出入口からホームに至る主動線上では、エレベーターの設置により移動円滑化することを基本とする

既存のエレベーターについては、操作盤等、仕様の細部について全ての利用者に使いやすいものとなるよう改良について検討を行う

エスカレーターについては、上り・下り両方向への設置を検討する

エレベーターの早期確保が困難な場合は、当面の代替措置として下記のいずれかを行う

- a.福祉型(車いす対応型)エスカレーターの設置
- b.その他、車いす使用者の上下移動が可能となる対策

【利用しやすい階段、通路への改善】

階段への2段手すりの設置

通路への手すりの設置

認識しやすい階段床面への改良

スロープ勾配の改善

スロープへの手すりの設置

誘導案内施設（路線図、料金表、案内表示等）

ア. 誘導・警告ブロックの敷設・改善

公共用通路との境界である駅の出入口から改札口を経て車両へ至る経路上に連続して誘導用ブロックを敷設する

またトイレ、エレベーター等の主要施設への誘導用ブロックを敷設する

視覚障害者誘導用ブロックは、新規敷設箇所及び改良時にはJIS製品を使用する

誘導用ブロックの色彩は黄色を標準とし、かつ床面との明度差を大きくするなど、色彩の組合せに配慮する

ホーム上には転落防止のための点状ブロックを連続して設置する

イ. 点字表示・触知図板

視覚障害者の円滑な移動に配慮し、駅の主要な設備への点字表示や、駅構内の施設配置を表示した分かりやすい触知図板を設置する

ウ. 案内サイン

公共用通路との境界である出入口から改札口を経て車両へ至る経路上の適所に、高齢者、視覚障害者、聴覚障害者、車いす利用者や外国人等に配慮した音声・文字・ピクトグラムによる分かりやすい案内サインを設置する

視覚障害者が円滑に移動できるよう、視覚障害者誘導用ブロックの敷設位置に合わせ、音声案内の提供を検討する

特にトイレ前においては、男女の別が区別できる音声案内を提供する

エ. 緊急時の情報提供・案内誘導

事故発生時等緊急時には聴覚障害者への文字・ピクトグラムによる情報伝達、視覚障害者への音声による情報伝達を行う

駅員等による安全な誘導等を行えるシステムを検討する

オ. 人的対応による案内機能の向上

聴覚障害者とのコミュニケーションを向上するため窓口等での案内機能の充実を図る

駅員等による人的対応の向上を図る

1 利便施設（トイレ）

ア. 多機能トイレの設置

多機能トイレを男女別に1以上、構造上余裕のない場合は、男女共用のものを1以上設置する
トイレを含めた大規模な改良時やトイレの設備更新時においても、多機能トイレ化に努める

イ. トイレの構造・必要な設備等の調査・研究

多機能トイレの構造、必要な設備とその配置について、誰もが使いやすい仕様に向けた調査・研究を行う

ウ. トイレにおける案内・情報伝達の充実

視覚障害者、聴覚障害者等への情報伝達など、トイレの利用を安心して出来る案内や情報伝達手段の確保に向けた調査・研究を行う

またオストメイト対応トイレなど、特定の利用に係る設備の使い方等に関する情報提供を行う

2 利便施設（待合室）

ア. 待合室の改良・機能充実

高齢者、身体障害者の利用に配慮した待合室の設備改良や、誘導・案内、情報伝達機能の充実を進める

イ. 待合室の設置

現在待合室のない駅には、高齢者や身体障害者の利用に配慮した待合室の設置検討、あるいはベンチ等の設置を進める

1 個別施設（券売機）

ア．車いす対応型券売機の導入検討

券売機の新設・更新時には、車いす対応型の券売機の導入を検討する

イ．券売機周辺の案内・情報伝達の充実

券売機における分かりやすい音声案内、点字表示、英字等外国人向けの表示等の充実を図る

また発券や電車の乗車に際しての身体障害者や外国人等への情報伝達や案内に関して、設備による対応に加えて駅員等による人的な対応の充実を図る

2 個別施設（改札口）

ア．幅広の自動改札機の導入検討

改札口の新設・更新時には、障害者等が利用しやすい有効幅 90cm 以上の自動改札機の導入を検討する

3 個別施設（プラットフォーム）

ア．転落防止措置

ホームでの視覚障害者等の転落を防ぐためホームドアや可動式ホーム柵、またはホーム端を知らせる認識しやすい点状ブロック、ホーム端での転落防止柵の設置等の対策を行う

ホームドアや可動式ホーム柵の設置は当面困難であるが、今後の技術動向等も踏まえながら設置可能性についての検討を行う

イ．転落時の安全確保措置

転落を知らせる装置やその案内、また退避場所設置等の措置を行う

ウ．案内表示の充実

音声・文字・ピクトグラム等による列車の接近や列車種別、列車の遅延や緊急情報の提供を行う

エ．車両とホームの隙間・段差の改善

車いす使用者等が円滑に乗降できるよう、改築時・新規増築時等におけるホーム構造の変更や車両構造について検討する

(2) 駅前広場

ア. 使いやすく分かりやすい施設配置、誘導案内の検討

誰もが使いやすい駅前広場とするため、以下(イ～キ)の点に配慮した広場のあり方を検討し、必要に応じて広場のレイアウト変更を検討する

駅前広場のレイアウト変更の検討

イ. 案内誘導、情報伝達の充実

改札口を出てから各のりばや周辺施設への分かりやすい案内サイン、音声案内、点字案内等を設置する

ウ. 車いすにとって使いやすい乗降場への改良

バスのりばでは、できる限りバスが正着できる構造とし、改良が困難な場合は歩道から車道に下りるスロープを設置する

福祉移送サービスや送迎車両を利用できるよう歩道から車道に下りるスロープを設置する

エ. 障害者用停車スペースの確保

できるだけ駅に近い位置に障害者用の停車スペースを設置する

オ. のりば周辺での待合スペースの確保

のりば周辺において、ベンチ、ひさし等を設置する

カ. 視覚障害者誘導用ブロックの改良

駅の出入口からバス・タクシー等の乗降場まで連続して敷設する

視覚障害者誘導用ブロックは、新規敷設箇所及び改良時には J I S 製品を使用する

誘導用ブロックの色彩は黄色を標準とし、かつ舗装面との明度差を大きくするなど、色彩の組合せに配慮する

キ. 歩道の改良、障害物の撤去

歩道舗装面の改良、横断部分の段差・勾配の改良

放置自転車対策 等

(3) 道路

< 特定経路における整備 >

新設改良を行う道路

新設・改良区間については、国の定めた「道路の移動円滑化基準」および「道路の移動円滑化ガイドライン」に沿った整備を進める

既設道路

既設道路については、これまでも歩行者の安全性確保、バリアフリー化などについて一定の整備が進められているが、一部の箇所・区間において使いにくい形状になっていたり、移動円滑化基準等に照らし合わせると基準に則していない部分がある。

このような箇所・区間については、以下の事項に配慮してできる限り改良を行う

舗装面の改修、段差の解消、また勾配の緩和など、現状を踏まえてなるべく使いやすく改良する

視覚障害者誘導用ブロックについて、視覚障害者等の意向を踏まえて適正な配置、JIS規格への改良を進める

有効幅員 2.0m以上を原則として、阻害要因の除去や移設を行う

歩行を阻害している障害物の除去に関する指導・啓発やPRに努める

安全性及び防犯性を考慮して、適切に道路照明・街灯を配置する

< 準特定経路における整備 >

準特定経路は、現在の道路条件等から平成 22 年までに国の定めた「道路の移動円滑化基準」および「道路の移動円滑化ガイドライン」に沿った整備は難しいものであるが、長期的には道路の拡幅等によって歩道の新設を行い、特定経路に準じた移動の円滑性の確保に努める

特定経路に準じた整備(長期的に対応)

交通規制等との組み合わせ等により通過交通を減らし、歩行者の安全を考慮した道路環境作りや歩行者専用道路化を行う

(4) 信号交差点

安全・快適に交差点を横断できるように、特定経路上に必要な箇所について、高齢者、身体障害者等に配慮した信号の設置・改良を行う

既設信号については、必要な箇所について音響付き信号機の設置や、高齢者、身体障害者等の安全な横断のため必要な歩行者用青時間の延長を検討する

(5) バス停

駅前広場の整備方針に準じて改良を進める

高齢者、身体障害者等の利用が多い施設(病院、福祉施設等)に近接したバス停を優先して改良を行う

(6) 車両

鉄道

ア. 車いすスペースの確保

新造車両については、車いすスペースを 1 列車に 1 箇所以上設ける
ただし、利用状況によっては、必要に応じて 1 車両ごとに設置するよう努める

既存車両については、車いすスペースを 1 列車に 1 箇所以上設けるよう努める
ただし、可能な限り、より多くの設置に努める

イ. 行先等の案内表示装置

新造車両について、車外から行先、種別(K特急・特急・急行・準急等または快速・普通等)が確認できるような表示装置を設置する

新造車両について、車内において行先、種別、次停車駅名などが確認できるような表示装置を設置する

可能な限り扉の開閉方向が確認できるよう表示することが望ましい

ウ. 車両間の転落防止装置

ホームドアやホーム柵の設置が当面困難な場合、車両における措置として、新造車両には連結面間に転落防止装置を設置する

既存車両についても、可能な限り設置するよう努める

バス

ア. 車両の更新時に、高齢者、身体障害者等に配慮した車両を導入する

低床型バスの導入

- ・ 車両の更新時にはノンステップバス等低床型のバスを導入する

車いすスペースの確保

- ・ 新造車両については、1台あたり1以上の車いすスペースを設ける

運行情報提供設置

- ・ 車内、車外にバスの運行に関する文字・音声・ピクトグラムによる情報設備を設ける

(7) その他

公共建築物と連携した整備

公共建築物等の新設や改修を行う場合は、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」や「大阪府福祉のまちづくり条例」等により、バリアフリーに配慮した整備を行うことになっています。

今後、交通バリアフリーの取り組みと連携して、建築物と歩道の境界部などにおいて、例えば段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの敷設、盲導鈴の設置など、連続したバリアフリー化の実現に向けた方策・ルール・体制等を検討していきます。

公共建築物におけるバリアフリーに配慮した整備

公共的な民間建築物におけるバリアフリーに配慮した整備

建築物と歩道境界部におけるバリアフリーの連続性を確保するための整備

駐輪対策の推進

駅周辺においては、駐輪対策とバリアフリー施策との一体的推進が必要かつ重要であり、駅周辺の駐輪需要の特性を把握し、駅へのアクセス、駅周辺の商業施設へのアクセス等、その原因に応じて関係者と連携しつつ、駐輪対策を行う体制・方策を検討します。

駅周辺における自転車等駐車場の整備

放置自転車禁止区域の案内、サインの充実

放置自転車の撤去や駐輪マナーの啓発

ITS*を活用した誘導案内の導入

駅、駅前広場、周辺道路等をよりわかりやすく移動しやすくするために、案内サインの整備が必要となります。それらの整備とあわせて、視覚障害者への情報案内については、視覚障害者誘導用ブロック、点字表示などがガイドラインに示されていますが、当事者から要望のある音声を活用した情報案内システムについても、近年、急速に開発が進みつつある電波、光などを用いた、ICチップによる歩行者ITSを活用した案内システム導入に向けた検討を行います。

*ITS(Intelligent Transport Systems 日本語では「高度道路交通システム」と称される)とは、コンピューターや情報通信、センサーなどの最先端のIT(情報技術)を用いて、人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、交通手段、渋滞などの道路交通問題の解決や、歩行者等の歩行支援などを図ろうとする新しい交通システム

整備工事期間中のバリアフリー対策

駅舎及び道路等のバリアフリー整備工事にあたっては、各事業者において安全点検、安全誘導などの安全管理を徹底するとともに工事期間中の適切なバリアフリー対策を実施することとします。